様式第20号(第6条関係)

番　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　様

八頭町福祉事務所長　　　　印

生活保護法による保護決定に伴う扶養義務について(照会)

　あなたの　　　　　に当たる　　　　　　　　　　さんは、生活保護法による保護を申請して(受けて)いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は、生活保護に優先して行われるものとされています。

　ついては、保護の決定及び実施の上で必要がありますので、あなたがどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により　　年　　月　　日までに御回答ください。

|  |
| --- |
| 　(特記事項)(担当者　　　　　　)　 |

(参考)

生活保護法

　第4条　保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

　2　民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

　3　前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

民法

　第877条　直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

　2　家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

　3　前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

